令和７年（フ）第７号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２―11―13グレイス湯河原201、住民票上の住所静岡県熱海市上多賀287番地の４の８
破産者　奥村　政史
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５１号
神奈川県厚木市戸田2246番地１　ビューテラス・Ｓ101
破産者　内田　真行
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２６０号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1936番地22
破産者　石川　一江
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第１１８号
新潟県新発田市新栄町１丁目４番26号　クエストＯ　Ⅰ　101、開始決定時の住所新潟市西区五十嵐中島２丁目12番26号　ビューレインボーＶ203号
破産者　三宅　郁子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３４号
新潟市中央区川岸町２丁目４番地２　コーポ川岸Ａ―102号
破産者　長尾　好子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４２号
新潟市西区五十嵐中島５丁目４番41号
破産者　佐々木大佑
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１９０号
岐阜県安八郡神戸町大字中沢163　コーポスプリングＣ208、（住民票上の住所）岐阜県大垣市福田町839番地１　グラン・リヴェール201、（住民票上の前住所）岐阜県大垣市牧野町１丁目277番地１
破産者　田中　直人
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第２１号
岐阜県海津市南濃町駒野266番地２、前住所宮城県加美郡加美町字大門222番地　パンションファミリアＣ棟102号室、島根県松江市薦津町604番地１　ウェストローレルＡ105号室
破産者　有田　浩二
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１３号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮560番地
破産者　中村左官こと　中村　正臣
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

令和６年（フ）第１６号
香川県観音寺市新田町1657番地２
破産者　冨谷　哲
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第１３２号
愛媛県松山市南吉田町367番地１　ティックジョイ空港ビレッジｄ号
破産者　渡部　倫子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１号
愛媛県宇和島市和霊町1568番地17　ミヤモリマンション６号
破産者　中居　　敏
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第５４１号
北九州市門司区柳町４丁目14番８―301号
破産者　若菜　陽介
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２６号
熊本県球磨郡山江村大字万江甲530番地の１新城内団地８号室、前住所熊本県球磨郡錦町大字一武2099番地９
破産者　吉無田貴士
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

令和８年（フ）第２７０号
大分県別府市上人仲町３番16号　ＢハウジングⅡ―101号
破産者　加藤　　明
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１００号
大分県中津市大字犬丸890番地
破産者　円入　大策
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第２５号
宮崎県西都市大字穂北5530番地
破産者　森　　次男
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９９号
宮崎市稗原町62番地２　ＳＫコーポ201号
破産者　深澤　猛志
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係